

届出保育施設立入調査結果(確認日 令和8年7月1日)

施設名	姫路ヤクルト販売(株)飾磨センター保育所
設置者、設置者法人番号	姫路ヤクルト販売 株式会社(3140001061041)
立入調査実施日	令和8年6月8日

指摘事項

指摘内容	改善状況
救命処置の訓練について	救命処置の訓練が令和7年度は実施されていなかった。事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的かつ計画的に訓練を実施するとともに、訓練の状況、訓練の結果判明した課題等をまとめた記録を作成し、振り返りができるように整理しておくこと。

● 指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項

指摘内容	改善状況
児童に関する書類等の整備について	児童に関する書類等の整備について、一部の児童の保護者の緊急連絡先及び健康状態（アレルギー）の記載がなかったため、追記すること。
児童の健康診断について	現在、継続して保育している児童の健康診断に代わるものとして母子手帳の写しを提出させているが、1年に2回以上の健康診断が確認できなかった。1年に2回以上（歯科については年1回）学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること。なお、施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けても差し支えないが、その場合、診断日が健康診断の対象期間内である必要があることに留意すること。
児童の利用開始時健康診断について	入所時に児童の健康診断に代わるものとして母子手帳の写しを提出させているが、診断日が利用開始日の属する月の6か月前の初日から利用開始日の1か月後の日の期間内でないものがあった。入所時の健康診断は、利用開始日の属する月の6か月前の初日から利用開始日の1か月後の日まで実施する必要があるため、提出された母子手帳に記載された診断日が当該期間内であるかを確認するとともに、当該期間外である場合には、速やかに健康診断を行うこと。
安全・衛生管理について	施設内巡回時に確認された次の点について、安全・衛生上の観点から改善策を講じること。 ・保育室のエアコンに埃がついて汚れていた。埃が保育室中に広がる恐れがあるので、定期的にフィルター等の掃除を行い清潔に管理すること。 ・保育室において押しピンが使用されており、落下防止対策がされていなかった。押しピンを使用しないことが望ましいが、使用する場合は、誤飲や怪我の防止の観点からテープを貼るなどの落下防止対策を講じること。 ・保育室内の低い位置にあるコンセントにコンセントカバー等の安全対策が施されていない箇所があった。児童の手の届く低い位置のコンセントには感電防止対策の措置をとること。

乳幼児突然死症候群の予防について	睡眠チェックの記録について、その都度記録されていなかった。乳幼児突然死症候群の発生リスクは、睡眠中が一番高く、そのため睡眠チェックを行い、その都度記録していることに意味があることを認識し、その都度記録すること。	改善済
------------------	---	-----